

## △云 議 議 の 経 過

委員 長 (田子徳通君)

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はありません。

ただいまの出席委員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開会いたします。

開議 (午前十時)

委員 長 (田子徳通君)

六戸町議会委員会条例第十八条の規定により、出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

これより各特別会計決算の審査に入ります。

認定第二号 平成二十三年六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (棟方晃祥君)

認定第二号 平成二十三年六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

決算報告書によりご説明いたします。こちらの赤い冊子でございます。こちらの五十七ページをお開きください。

国民健康保険事業につきましては、生活習慣病の増加及び医療費を抑制するため、特定健診や特定保健指導を実施し、予防活動に力を注いでまいりました。

一般状況ですが、対象世帯数は平成二十三年度末で二千五十二世帯、これは対前年度比、一世帯の減です。被保険者数は三千八百六十六人であり、対前年度比五十一人、一・三%の減となりました。

次に、財政状況について説明いたします。

第一表の収支についてですが、歳入決算額は十二億九千七百四十六万四千円、歳出決算額は十二億九千百十三万五千円で、歳入歳出差し引き額は六百三十二万九千円となり、このうち三百十六万五千円を国民健康保険事業基金に積み立ていたしました。

五十八ページ、第二表をごらんください。

歳入の状況ですが、歳入予算額十二億九千百三十九万一千円に対し、収入済額は十二億九千七百四十六万四千円で、予算に対する収入比率は一〇〇・五%となりました。

歳入の主なもの、第三表、一款の国民健康保険税が三億三千三百九十七万七千円で、歳入全体に対する構成比率は二五・七%、平成二十二年度に比べ二・四%の増です。

四款の国庫支出金は三億五千二百八十七万八千円で、構成比率は二七・二%、前年度比三・三%の増、六款の前期高齢者交付金は一億八千七百九十一万八千円で、構成比率は一四・五%、前年度比一八・五%の減、七款県支出金は九千三百二十二万二千円で、構成比率は七・二%、前年度比三七・八%の増、八款共同事業交付金は一億二千九百六万円で、構成比率は一〇・〇%、前年度比一三・六%の減、十款繰入金は一億五千八百九千円で、構成比率は一・一・六%、前年度比五・〇%の増などとなっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

六十ページをお開きください。

第五表ですが、決算額計で十二億九千百十三万五千円となり、このうち主なものは、二款保険給付費が八億三百三十一万二千円で、これは歳出全体の六二・二%を占め、前年度比で四・二%の減となりました。

また、三款後期高齢者支援金等では一億七千七百八十八万円で、構成比率は一三・八%、前年度比五・一%の増、六款介護納付金は九千四百五十一万四千円で、構成比率は七・三%、前年度比六・四%の増、七款共同事業拠出金は一億七千四百五十五万四千円で、構成比率は一三・五%、これは前年度比六万一千円の減となりました。六十一ページからは施策の概要について記載しております。以上で認定第二号の説明といたします。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、総括、歳入、歳出に区分して質疑を受けます。

最初に、総括について質疑を受けます。

各特別会計決算書の一ページから十三ページまでであります。

質疑ありませんか。

一番。

一 番（杉山茂夫君）

総括ということで、ただいまの説明をいただいた件について、ちょっとご質問させていただきたいと思えます。

この赤い報告書の五十七ページの下の方に収支の推移というのがございまして、今まで平成十九年度からずっと、収支差額のいわゆる部分については、基金に全額繰り入れてずっときたんですが、昨年度はちょうど半分の三百十六万五千円を繰り入れてしております。

実は、こちらの決算書のほうの、ちょうど四十八ページに、実質収支額のうち、地方自治法第二百三十三条二の規定による繰入額ということで、いわゆる益金のうちの基金の積み立て額というのが、ひとつの法律の中で何か規

定があるものなのか、そういう中で二十三年度については、半分しか基金に繰り入れなかったのか。今までがずっと全額繰り入れてきたものですから、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

委員 長（円子徳通君）

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

ただいまの基金の繰り入れの金額についてのご質問でございますが、基金には基金条例ございます。その中で、剰余金の二分の一以上を積みなさいという規定がございます。今まではその二分の一以上ということで全額繰り入れしておりましたが、二十三年度に限りましては二分の一だけ入れたということで、残りは二十四年度に繰越金として扱わせていただいております。以上です。

委員 長（円子徳通君）

よろしいですか。

杉山委員。

一 番（杉山茂夫君）

そうしますと、例えば新年度の予算案の中で、実は新しいCTの機械とか、いろんなそういう設備的な部分もか  
んがみながらということとで半分だけ基金に繰り入れたという、それは病院会計ですか、別ですよ、何かそういう  
特別な何か、そういうことは特にはないということとで、半分以上ということとで半分を繰り入れたという単純な部分  
で、はい、わかりました。

委員長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

二分の一以上積むということで規定して、今までは財政的にもある程度余裕ございましたので、全額繰り入れしておりましたが、二十四年度につきましては、国保財政も大変厳しくなっております。もう基金が二十三年度末で残高百二十八円しかございません。ですから、もう全く底をついてしまったという状況です。なおかつ二十四年度当初予算につきましては、約六千二十万円ほど財政補てんという形で一般会計から繰り入れしている状況でございます。そういう厳しい状況の中で剰余金を経費のほうに充当したいということで今回は二分の一で計上させていただきましたので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

一番（杉山茂夫君）

わかりました。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。  
十二番、苦米地委員。

十二番（苦米地繁雄君）

まず最初に、中身についてじゃないんですが、この決算書、一般会計の決算書もそうですが、この特別会計の決算書もそうですが、見にくくてどうしようもない。これだけこう定規を当てがって、ああ、右下がりだなと思ってこうやっていくと、今度は右上がりになったり、こういう書類ってどこで印刷しているのか、どこで製本しているかわからないですが、今後気をつけてもらいたいと、こう思います。

それと、町長にお伺いしますが、今、一番議員が質問したのと兼ね合うわけですけれども、やっぱり二十二年度も全額、今までずっと二十二年度まで全額積み立て、繰り入れしてきたわけですよ。大変厳しい中で、この事業をやっているということも十分承知しているわけですから、この後、この事業について基本的な考え方として、町長は今、どのように考えているのか、今後の事業としてです。二十四年度は一般会計からと、この後、どのような考え方を持ってこの事業を進めようとしているのかお伺いしておきたいと思います。

委員長（円子徳通君）

最初に、会計課長。

会計課長（山本晃広君）

印刷の件でございますけども、大変精度が悪くて申しわけございません。おわびいたします。何せ自前の印刷とということですね。

（「これ、あなたがやったの」の声あり）

会計課長（山本晃広君）

はい。他の市町村ではすべて業者さんにお任せしているところも多々ございますけども、手前どもは予算

書を初め決算書も自前の印刷ということで、これからは精度を上げるように努力したいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

委員 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、ご質問の中で、厳しい中で行っているようだとご質問あります。基本的に、数年前より国保会計という部分におきましては、もうぎりぎりです、実際は国保会計の増額といえますか、それをしなければいけない状況にあります。しかし、社会の情勢がこのようなこともありまして、町のほうの一般会計サイドでもつての、やっぱり補てんというか、単純に足りないから上げれば良いという、税を上げれば良いということではなくて、私どももこちらを預かっている者として努力をいたしましょうと、しかし、それで続けてまいりましたけれども、今、課長からお話あったみたい、六千何百万円も持ち出しもしております。

諮問委員会のほうに諮問しながら、実際の国保税の見直し、すなわち増額になりますけれども、それはそろそろ考えなければいけない時期だというふうにはなってきました。上げたくはないのでありますけれども、現実に高齢社会の中にあつて、そういう負担が、支出がふえているという現実がありますので、私どもとしては別のほうからの努力はしてまいりましたが、今後はそのことを検討していくことになるというふうに思っております。

委員 長（円子徳通君）

十二番、苦米地委員。

十二番（苦米地繁雄君）

もし、これ上げる考えがあるんであれば、ちょうどもう時期が、この時期じゃないのかなと、PRする時期がですね、町民に対してのPRが、やっぱり急に上げるということは町民の反発もかなりあると思うんで、こういう状態であるということも町民にPRをしていかなければ、かなりの反発があるのではないかと思えますので、そのPRのほうを、もう今からするべきじゃないかなとこのように思っております。  
以上です。よろしく願います。

委員 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

PRというか、現状をお知らせすると言えいいのか、先ほど言いましたように、数年前からこんな状況がありまして、たしか…保険の方の委員として。

（「私もそれをやっていました」の声あり）

町 長（吉田 豊君）

ご検討していただいていると思いますが、おっしゃるとおりで、急に上げるということじゃなく、今の現時点は急な出来事というふうには私どもはとらえておりません。やはり、前の基金が逼迫した状況から時がたっておりまして、私どもも頑張ってきた。やはり、単純に上げるということではなく、人々にお互いが努力をした中でこのような流れでございませうという事は、PRといいますか、お知らせというか、理解を願う形をとらざるを得ないというふうに思っております。

検討、またこれを踏まえての、委員の方々にまず諮問してからということになるかというふうに思っております。



すので、単に数値がこうだからということでは、なかなか理解できない方もいらっしゃると思いますから、その委員の方々の意見を踏まえながら対応してまいりたいと思っております。

委員 長（円子徳通君）

よろしいですか。

三回目。

十二番（苦米地繁雄君）

いずれにしても町長の腹一つだと思っておりますので、町長からその考えをお聞きしたわけでございます。我々も町民に対しては、そうなる可能性がありますよということは、これから話をしていこうかと、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほど言いましたように、急に今、この会計がこうなったからではなくて、前からこういうのありますから、一般会計で、議員さんを含め、みんなでもって補てをしながら努力をやってきたの、そういう時が至っているということ、添えていただきまして、機会ありましたら議員の皆さんもそのようにお話しただければと思います。

私は、方向性としては、方向としては上げざるを得ない時期がきているというふうにとらえております。これもそれも、結論は委員の皆さんやそちらとの意見から判断していくことになりましたけれども、そのような考え、とらえかたをしております。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑を受けます。

十四ページから二十九ページまでであります。

質疑ありませんか。

川村委員。

六 番（川村重光君）

収入、歳入の十五ページです。国民保険税の未収入未済額についてですけど、今、苦米地さんのほうからも質問がありました。結局、苦しい中での健康保険だということですが、収入未済額というのは回収できていないということですよ。そしてまた、不納欠損額というのは、もう貸したのといえれば何だけれども取れないということですね。その苦しい中であつてもこういうのが結構出てくれば、これまた大変なことでありますので、その回収の努力というか、そういうのはどういう方法か、ちよつとこの熱意、熱意といえれば何ですけれども、そこら辺のことをちよつとお願います。

委員長（円子徳通君）

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

税収の収入未済の対策ということでございますが、税務課職員一同頑張って徴収しております。徴収率自体も昨年に比べまして、滞納分も含めて約一・七％、徴収率は上がっております。それでも八五・三％でございますので、まだ結構な滞納が残っている状況でございます。

対策としては、家庭訪問、個別ですね、臨戸徴収ということで個別に回ったり、あとは税務調査ということで財産状況の把握と預金の調査とか、そういうのもやっております。場合によっては差し押さえ等もやっております。状況でございます。今後とも、そういう部分につきましては、最大限努力して収入を上げたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（円子徳通君）

川村委員。

六 番（川村重光君）

一年間の、これは五千万円ということですよ、結構な、一割弱になりますよね。結構な金額だと、町税についてもそのとおりだと思うんですけど、一般会計の町税、さまざまの、何といえいいんだか、回収できないと、そういうのが経済の中でこれからも出てくると思います。その点の対策を今しつかりやっているみたいですけど、より以上のあり方というのをもっともっと研究する必要があるか、もう一言よろしくお願いたします。

委員長（円子徳通君）

町長。

町 長 (吉田 豊君)

努力は、先ほど課長から申し上げたとおりでございますが、おっしゃるとおりで、滞納という状況はつくり出すわけにはいかない、できるだけ回収しなきゃいけないわけであります。ただ、皆もご存じだと思いますが、ここ昨今、大きく昔と違ってきたなと思われるのは、やはり失業したりとか生活経済的困窮という部分も国保のほうに入ってまいりますので、納めてもらうためには努力はするんですが、やはりその方々の生活状況という部分も、故意の場合においては、当然のこととして、先ほど話したものをより強力にお納めいただくようにいたしますけれども、実際に行ってみて厳しい状況というところ、それ相応の対応もしてあげなきゃいけないのかなというところは、今の社会の中にございます。

それにいたしましたしても、今ご質問ありますように、納めてもらわなければならないものでございますので、その対応、人によって状況を見ながら、しかし、やはり納めてくださいという、分割であろうと何であろうと納めていただくように徴収に努めたいというふうに思っております。

委 員 長 (円子徳通君)

よろしいですか。

六 番 (川村重光君)

すみません、ちなみに滞納の延滞金というのは何%ぐらいになっていきますか。

委 員 長 (円子徳通君)

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

滞納の延滞金につきましては、三十日までは七・三％、三十日以上は一四・六％になっております。

六 番（川村重光君）

わかりました。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

十二番。

十二番（苔米地繁雄君）

十四ページの一款です。ここに還付未済額一万九千三百円あるわけですが、還付未済額、去年の例えば決算書を見てもついていない、なかなか耳にすることができない言葉なんです。これ特徴なのか、あるいは一般のあれなのか教えていただければと思います。

委員長（円子徳通君）

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

今の還付未済額についてでございますが、これにつきましては年金からの特別徴収にかかわる部分です。年金から特別徴収、二カ月に一回の年金から天引きさせていただいておりますが、途中で異動があった方、例えば死亡とか、それで本来は取るべきじゃないんですけれども、どうしてもタイムラグありまして取ってしまったと、納めて

しまったという方につきましては当然還付が発生します。ただ、それは五月三十一日まで還付できればよかったですけれども、事務的な手続とかもございまして、どうしても五月中に還付できなかったということ、こういう結果が出ておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（田子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（田子徳通君）

質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を受けます。

三十ページから四十八ページまでであります。

質疑ありませんか。

四番、高坂委員。

四番（高坂 茂君）

三点ほど。

一つは、三十一ページ、一款総務費、七の賃金のところ、レセプト点検事務臨時雇いですか、これが一点、ちょっとお待ちください、それから、四十ページの七款高額医療費拠出金、それから八款の一項の特定健康診査等事業費、それからもう一点、四十三ページ、委託料の人間ドック業務です。この三点についてちよつと質問させていた

できます。

まず一点目は、三十一ページの賃金のレセプト点検事務臨時雇い、これについてですね。

レセプトとはいかなるものか。それから、臨時ですからこれは業務を臨時にやっってもらおうというふうに理解していると私は思いますけれども、二十二年度ですか、これは前年度資料を見れば百五十万円、それ今回は半分になっています。そのいきさつですね、これをお教えいただきたいと思います。

それから四十ページの高額医療、保険、高い安い、いろいろ議論をされていますけれども、この保険に入っていないと高額医療払えないわけですね。この予算もかなり大きいものです、何千万単位です。こういう高額医療、どのぐらいの町民が利用しているものか、ちよつとその実態を把握したいと思いますので、そして、最高額、心臓の手術とかになると思うんですけども、実際はどのぐらいの金額がかかっているものか、そのところを教えてくださいたいと思います。

それから、特定健康診断、我々の地域で実施しているやつなんですけれども、赤の資料の六十二ページを見ると、上段のほうに、対象者が二千六百八十名で実際受診している者が千八名、受診率が三七・六％、これは私も初めて、今これを見てわかったんです。受診率は目標が六〇％となっております。ということは、まだまだ受診してない方が圧倒に多いというふうには、この努力がされているものかどうか。そのところですね。

それから最後のほうですね、人間ドック業務。私、人間ドックは受けたことないんですけれども、こういった形で人間ドックというのは受診できるものか。その際、この補助率というんですか、どのぐらい、それから、実際どこでできるものか、そういう具体的なところを教えてくださいただければ、我々もどういった場合、人間ドックを受ければいいのか、そういったところを教えてくださいただければと思います。

この三点、よろしく願います。

委員長（円子徳通君）

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

まず、三十一ページのレセプトの臨時雇いの件でございますが、これは今まで二人の方をお願いして、レセプトというのは診療報酬請求の明細書でございます。医療機関にかかった方が国保に請求します、医療費をです。その診療の明細書が町にも来ます。町はその中で、例えば点数の計算の誤りがないとか、この薬は過剰じゃないとか、そういう判定をしています、中身を。それを、その臨時の方に頼んでやっております。それを昨年度は途中から国保連さんのほうに委託、移行いたしました。その関係である金額が安くなっております。それまでは、年間を通して二人お願いして検査しておりましたが、途中から二十二年度は国保連に移ったということでございます。

あと四十ページ、こちらの七款の高額医療費共同事業拠出金というのは、これはいわゆる医療費の保険みたいなものでございます。これは八十万円以上の方については、かかった経費の一部を町で繰り入れできるんですが、それに対しての拠出金ということで、これは国保連にそういう基金がございます。その趣旨としましては、高額の方が急にふえたりすると医療費が急激に上がります。そうすると、給付の中では支払いし切れなくなりますので、それについては県全体でプールして、急にふえたり減ったりしないような形、それを超えた分は、そういう基金からお金いただくという制度がございまして、それに対しての拠出金でございます。

これにつきましては、その前のページの、保険財政安定化基金というのもございまして、こちらが三十万円以上の医療費については、その制度から給付金の一部を交付していただけるといいう制度です。これは三十万円、八十万円というその制度の違いによって二段階になっております。

あと、高額医療費の最高額ということですが、ちよつと手元に資料がないんですけれども、月によっては数百万円というのもございます。ちよつと手元がないんですけど、多い方は二百万円とか三百万円という方もいらっしゃると思いますし、あとは透析している方は月数十万円という費用がかかっております。

以上でございます。あとは、残りの部分につきましては町民福祉課のほうで回答いたします。



委員長（円子徳通君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、私のほうから健診のほうについてご説明申し上げます。

確かに、議員さんのほうからご指摘ありますように、対象者が二千六百八十人あるんですけれども、そのうち受診者が約千人と、それで三七・六%という受診率になっておりますけれども、これに関しては町のほうでもいろいろあの手この手を考えてみました。その結果、今までは個人健診についても個人負担をいただいておりますけれども、何とか受けていただきたいところから、特定健康については無料というところで事業を展開しました。その割に受診率は伸びないということもありまして、それじゃ、次は何かもう一つ策がないのかなということから、食生活改善委員会の方々に応援をいただいて、健診終わった後の朝食を提供しております。これは一日百食を一応限定としておりますけれども、中には百十食ぐらいは出るときもあります。何とかそういう形でPRもしております。

また受診されていない方、今までで受診したことのない方に関しては、個々に保健師さんとかそういう方々を利用いたしましたして、個々に回って、何とか受診してくださいと、自分の健康は自分で守りましょうということからPRもしております。また健診が近づくに当たっては、また個々に個人用にはがきを出しまして勧奨もしております。それでも、どうしても受診していただけないと、何が悪いのかなというところ、いろいろ検討しております。それで、今年度においては、冬場に関しても健診をやってみよう、日曜日に関しても健診を一回やってみようというところで、今年度はそういう新しい試み、日曜日、なおかつ冬場ということも実施する予定であります。その点につきましては、議員さん方からも、大変申しわけないんですけども、何とか受診してくださいと、健康は自分で守ってくださいというようなところもPRいただければ非常にありがたいと思います。

それから、次の人間ドックの件なんですけども、人間ドックについては、個人負担があるものと、それから助成していないものと二色ございます。だけでも、このドックについては、本人に対しては、うちのほうで特定健診とかというのはあるんですけども、その際にドックを受けたい方の申し込みをいただいております。それによって人間ドックのほうをやっております。

場所的には五戸の健診センター、それから八戸の健診プラザとかというふうにありますので、個人負担にすれば七千円、またこれは四十歳未満の人においては二万円と、かなりの高額になっております。だけでも、この人間ドックにおいては個人負担も今までは高かったんですけども、何とか下げたら、これも人間ドックを受けてもらえるのかなというところで、いろいろ金額の面でさまざま援助するような形をとっているんですけども、どうしてもこの健診、健康には自分ではまだ自信があるというか、そういうところもありまして、なかなか健診を受けていたくないという状況にあります。でも、職員一同一丸となってPRは進めておりますので、その点はご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 長（円子徳通君）

四番、高坂委員。

四 番（高坂 茂君）

一点目のレセプトについては、二十三年から国保連に委託という形、これ委託以外は職員で賄い切れないというふうに理解してよろしいでしょうか。

それから、特定健診ですけども、二千六百八十名というのは、これは町内の住民ということで、例えば町外に行つて企業に勤めている方というのは、そういうのは対象に入っていないというふうに理解してよろしいでしょうか。そういったところがあれば、この数字というのは大体理解できるんですけども。

それと、私の感想なんです。健診を受けていない、一回受けると病名を言われると、これは私も感じていたことなんです。数値的に境界線があるともう一回受けてくださいとか、そういうふうになってきます。ということには嫌で、特に農家の方々忙しいもんでなかなか受けられない、行けば何か言われると、結局気がついたらもう後の祭りというの、結構事例というのは聞いております。ということもありますので、これ我々も周りの方には言いませうけども、受けると、なかなか家族でも説得できないということもありますのでいたし方ないということもあります。しょうけれども、引き続きいろんなアイデアを出して受診率を上げるようにお願いしたいと思います。それから、人間ドックのほうはよくわかりましたので。

以上、そのレセプトの件と、あと町外で受診しているのかどうか、そこら辺ちょっと二点ほどお伺いしたいと思います。

委員長（円子徳通君）

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

それでは、今のレセプト、職員自前でできないかということですが、このレセプトの点検につきまして、やはり相当の専門知識が必要です。薬剤名とか、それもあつて今まで頼んでいた方につきましても相当の研修会に参加してもらったりして、かなり勉強していただいた方を雇っております。それもございまして、ちよつと自前では職員の配置状況等にも影響しますし、またそれなりのかなりの専門知識も必要ということで、今回は委託に切りかえておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（円子徳通君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

健診の対象者ということなんですけれども、ここで言う特定健診の対象者は、国民健康保険に加入している四十歳から七十四歳までを対象としたものであります。それで、社会保険とかよその会社で働いている方は町内の方々でかなりあると思うんですけども、その方々はそちらの保険者のほうで健診という形になりますので、ご理解いただければと思います。

委員長（田子徳通君）

四番、高坂委員。

四番（高坂 茂君）

レセプトの件はよくわかりました。  
それから今の特定健診の件も、四十歳から七十歳ということで、全体の町民対象者についてわかりました。町外の方も入れて受診率もわかりましたら、わからなければ結構です。

（「目標は六〇%ですね」の声あり）

委員長（田子徳通君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

すみません、町外のほうを含めるとか社会保険のほうを含めるといいうことになれば、やはり保険者が違いますの

で、今現在は国民健康保険に加入してある人のみはわかります。ただ、同じ健診の中でもがん検診とかというのであれば町民全体を対象にするのであって、そちらのほうだとわかるんですけれども、この特定健診ではちよつとわかりかねますので、ご理解いただければと思います。

(「わかりました」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

三回目の質問が終わりました。  
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

質疑なしと認めます。  
以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第二号を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第二号 平成二十三年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第三号 平成二十三年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 (田中茂樹君)

それでは、認定第三号 平成二十三年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

それでは、各特別会計決算書の六十ページをお開きください。

平成二十三年度六戸町国民健康保険病院事業の概況であります。

入院患者年間延べ数七千四百十四人、外来患者年間延べ数二万七千七百一十一人と、前年に比して入院患者延べ数は減、外来患者延べ数は増となりました。この結果、収益的収入は五億七百九十七万九千円で前年に比べ一千六百八

十万六千円の減、前年に比して三・二%の減となっており、支出は五億二千四百三十九万円で前年に比べて一千二十八万二千円の減となり、経常収支は一千六百四十一万一千円の経常損失となりました。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入、支出ともに二千二百八十四万四千円と同額であります。以上、平成二十三年度六戸町国民健康保険病院事業報告とさせていただきます。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出のほか、本会計に関連する事項について一括して質疑を受けます。

四十九ページから八十ページまでであります。  
質疑ありませんか。

五番、下田委員。

五番（下田敏美君）

二点ほど確認したいと思います。

六十ページですが、下から五行目です。一般会計より五千九百六十三万八千円を繰り入れるということですが、一点目は、町長にお伺いしたいんですが、このまま継続して一般会計から支援していくのか、それから、やっぱり私、個人的な考えですが、やっぱり町民の健康を守るためには、これぐらいの支援は必要かなと、そう思っていました。

それから六十六ページですけども、給与費の中で、医師の給与が一人当たり、三人いますから六百万円、この医師手当が突出しているんですね。四千六百万円ほど、一人当たり千五百四十万円、事務長、これ医師手当は一本で

出ているのか、また例えば何種類か出ているのか、その二点を。

委員 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

一般会計からの繰出金についてのご質問でございます。今、ご質問にありましたように、地域医療という観点から歳入歳出にかかわる部分からいけば、それが黒字であるほうがいいことはわかっておりますが、公の立場として、今こういうふうに病院を持って、そして身近に町民の方々がその病院を利用しなくてよければそれに越したことはないんでありますが、二十四時間安心して暮らせるということを考えますと、公共的な医療体制として私は存在したほうがいい。そして、黒字になればいいと、こう言いますが、非常にルールの中に厳しさがあって、計算上赤字的状况、数値が出る。それを補てんしながらでも町民の、ご質問にあるような安心安全な、また安心できる医療環境という部分を提供するというのは大きな私どもの役目かなというふうに思っております。今のところ、これらについて総体財政への大きなマイナス要素が高まれば、このことも考えざるを得ませんが、何とかご理解をいただきながら、今そちらのほうに大きな影響を与えずとも一般会計繰り出しをしながら、両方、医療も財政環境も頑張りながらやってこれておりますので、このようにしながら町民に尽くすということが役場としてはよろしいのではないのかなと、ご質問にあったように同感でございますので、しばらく可能である限りそれ続けてあげたいなというふうに思っているところでございます。

委員 長（円子徳通君）

病院事務長。



病院事務長（田中茂樹君）

今の医師手当についてのお尋ねの件でございますけども、表現は一本になっていきますけれども、中身は、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、それから住居手当、管理職手当、宿日直手当、それから特殊勤務手当、特殊勤務手当の中身は医療に対しての診療従事手当等で構成されております。

（「あわせて何種類」の声あり）

病院事務長（田中茂樹君）

今のところ九つです。

委員長（円子徳通君）

五番。

五番（下田敏美君）

町長から支援していくことを伺いましたので、事務長もある程度安心して予算を組めるんじゃないかなと思っております。それから、やっぱり一般会計から繰り入れするんだということで、自助努力なくしては、やっぱり会計も成り立たないと思しますので、その辺を事務長もしっかり肝に銘じて、ある程度、幾らでも一般会計からの繰り入れを減らすように自助努力するようにしてほしいなと思っております。

それから、医師も今年度から一人ふえましたので、その辺をよろしくお願いして質問を終わりたいと思います。

委員長（円子徳通君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

確かに民間ですとこういう繰り入れなくしてやっているんですけども、そのところはちよつと環境も異なることから、何とかお願いできればなと思っております。

また医師につきましては、環境等見れば、まだ先生方の医療職につきましては、あらゆるところで引っぱりだこの状況で、我々もうかうかしてられないんですけども、ただ、医師の中には、またもつと勉強できる環境に移りたいとか、そういうさまざまな要求も来ておりますので、それを見ながら何とか現状の病院を維持できればと考えております。なお、自助努力の部分につきましては非常に反省しております。

委員長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

川村委員。

六 番（川村重光君）

今の件に追加になりますけど、結局赤字だということでもあります。公的機関だから、多少、何ていえばいいんだか、見逃されるといえば何だけど、十和田市の例もあるように、ことしは一千何ぼの赤字ということ、結果が出るわけですが、しっかりした改善の見通し、何ていえばいいか、計画とかそういうこと、これから立てる、そういう考えがあるかないか、そこら辺のことをちよつとお聞きしたいと思えます。

委員長（円子徳通君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

単年度の収支の赤字の部分につきましては、今のところ具体的な改善計画は持っておりません。ただ、これが不良債務が発生した場合は、県からの改善計画の提出は求められます。ただ、今のところは単年度の一千六百万円の赤字ですけれども、不良債務という見方からすれば、現状はそういうのは発生しておりませんので、現状のままです。二十四年度も臨んでいきたいと思っております。

委員長（円子徳通君）

いいですか。

川村委員。

六 番（川村重光君）

ちよつと今、複雑な病院のほうの経営ですけど、これ二十三年度だから医師の三人体制ということですね、ことしから四人体制になれば、その分また経費も膨らんでくると思います。そこで、来年はまたどういう方向になっていくか、ちよつとそこら辺のところ、見直しですね。

委員長（円子徳通君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

確かに、二十三年、医師三人でこういう状況に陥っておりますので、その分、今年度は医師四人ということ、

そのままそれが追加になる可能性もありますけれども、実は、今、内部のほうでもですね、こういう状況を話題にして、院内では会議を開いております。結果的に、改善計画までは具体的には計画書はやっていないんですけども、現在うちのほうの受診患者の、例えば検診等、どうしても先生方のほうで患者さんを診て、そのまま現状、状況を見ながら薬の処方等も行っているんですけども、実は患者さん一人については、最低一年に一回は一般検査等も必ず実施して、あるいはエコーとか、そのさまざま検査等も駆使して、より精度の高い状況でもつていこうということも、今、盛んに話し合いはしておりますけども、ただ改善計画なるものまでちよつといけない状況でありますので、議員ご指摘のとおり、今年度は二十三年度よりも赤字がふえるものと見込んでおります。

以上です。

委員長（円子徳通君）

三回目の質問。

六 番（川村重光君）

大体、内容はわかりました。いずれにしても、今後とも厳しい状況が続くということ、我々の税金の中でこういう事業は運営されておりますので、そこら辺、もう少し事務長のほうには頑張っていたいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

六 番（川村重光君）

いいです。

委員長（田子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（田子徳通君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（田子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第三号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第三号 平成二十三年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をいたします。

十一時五分まで休憩いたします。

休憩（午前十時五十三分）

再開（午前十一時四分）

委員長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第四号 平成二十三年度六戸町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

認定第四号 平成二十三年度六戸町下水道事業特別会計決算認定についてご説明いたします。

決算報告書の六十三ページをお開きください。

下水道事業につきましては、生活環境の改善や公共衛生の向上などのため推進しております。平成二十三年度末の普及率は四〇・七％です。また整備区域内の加入率は七六・一％となっております。

次に、決算状況についてご説明いたします。

第一表をごらんください。

平成二十三年度決算額は、歳入歳出とも二億九千八十二万四千円で前年度比二二・五％減となっております。

次に、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

第二表の収入済額の欄をごらんください。

二款分担金及び負担金は受益者負担金八百七万二千元、三款使用料及び手数料は、下水道使用料ほかで二千七百九十万八千元、五款繰入金は、一般会計ほかで二億四千七百五十一万二千元、八款町債は五百五十万円などとなっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

六十四ページ、第四表をごらんください。

一款事業費は、総務管理費、建設事業費、施設の維持管理経費等で六千五百十三万二千元、二款公債費は二億二千五百六十九万二千元となっております。

以下、六十五ページ、六十六ページは施策の概要でございます。

以上で認定第四号の説明といたします。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

八十一ページから百三ページまでであります。

質疑ありませんか。

四番、高坂委員。

四 番 (高坂 茂君)

九十八ページ、十五節の工事請負費、このマンホールぶた調整工事、このことについて質問したいと思います。

私の自宅前にもマンホールあるんです、下水道です。冬場になるとしみ上がって、かなり段差、何センチぐらいでしょう、車がどすんどすんぐらいぶつかりますので、そういったケースだと思います。そういう、この調整工事について具体的にどういったふうにやっているのか。これ、前年度もこういう予算計上していますので、毎年かかっているというふうに理解しておりますけれども、夏場でもかなりまだ段差があるわけで、ということはアスファルト舗装にまた上がけじゃなく、何ていうのですか、その跡もあって最初から段差がついていまして、そういったところ、段差なくすような工夫がないものか。実際は、そこを簡易なアスファルトでなめしている状況なんです、これだと毎年同じように経費かかると思います。そういったところの対策というんですか、ちよつとお聞きしたいと思います。

委員 長 (円子徳通君)

建設下水道課長。

建設下水道課長 (下田正幸君)

マンホールふたの調整工事の具体的に内容を示せということなんですが、マンホールぶたの道路とふたとの段差についてはいろいろなケースがございます。先ほど言われたみたいに、冬場にアスファルトのほうがしみ上がって段差が生じる場合と、また交通量が多い場合、アスファルトの部分が減って段差が出る場合とかいろいろあるんですが、場合によっては、一例としては、舗装のほうを直す場合と、それからマンホールそのものの高さを調整する



場合の二つのケースがございませう。ですから、一〇〇%音がしないように、段差が生じないようにということではですね、今どこの町村でも苦慮しているところだと思ふんですが、ひどいというかそういう箇所についてはですね、できるだけ直していくような方向でございませう。そういう箇所がありましたら、情報をいただければ検討してまいりたいと思ひます。本当にアスファルト面とマンホールの面がいつまでも均等でいけばよろしいんですけれども、どうしても摩耗してまいりますので、今の段階だとその都度対応していく方法しかちよつとないのかなという感じでおります。

以上です。

委員長（円子徳通君）

四番、高坂委員。

四 番（高坂 茂君）

今の説明、よくわかりました。

ということはですね、ケースが、やっぱりマンホールのところを見てみると、余り段差ないところとあるところ、もう一目でわかるんですね。ですから、そういったケースというのは、そういう情報とかあれば対応してくれているというのは非常にありがたいのですけれども、恒久的に段差が、夏場であるような場合は、抜本的にふたのほうを改良するというのですか、そういった対策をとってもらえれば、かなり冬場でもそんな段差なくなるのかなと思つておりますので、そういったところの対応ですね、お願いしたいと思ひました。

委員長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

そのような形で努力してまいりたいと思います。  
よろしくお願いします。

委員長（田子徳通君）

よろしいですか。

四 番（高坂 茂君）

はい。

委員長（田子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（田子徳通君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を結びたいと思います。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（田子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第四号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（田子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第四号 平成二十三年度六戸町下水道事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第五号 平成二十三年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

認定第五号 平成二十三年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定についてご説明いたします。

決算報告書の六十七ページをお開きください。

説明の前に、資料の訂正をお願いします。

六行目の、岡沼地区の加入率が一〇〇％となっておりますけれども、九九・五％の誤りでしたので訂正のほうを

よろしくお願ひします。申しわけございませんでした。

それでは、本事業は、農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善のために施設を整備し、その管理運営を行っております。

各地区の加入状況ですが、金矢地区については一〇〇%、七百地区については九六・四%、岡沼地区は九九・五%となっております。

次に決算状況について、ご説明いたします。

第一表をごらんください。

平成二十三年度決算額は、歳入歳出とも前年度比二・三%減の一億二千三百二十一万九千円となりました。

次に、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

第二表の収入済額の欄をごらんください。

二款使用料及び手数料は、下水道使用料ほかで一千三百四万七千円、三款繰入金は、一般会計から一億一千四百万二千円となっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

六十八ページ第四表をごらんください。

一款事業費は、総務管理費、建設事業費で主に施設の維持管理経費として一千九百三十五万六千円、二款公債費は一億三百八十六万三千円となっております。

以下、六十九ページについては施策の概要であります。

以上で認定第五号の説明といたします。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。  
百四ページから百二十ページまでであります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第五号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よつて、認定第五号 平成二十三年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第六号 平成二十三年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、ご説明申し上げます。

認定第六号 平成二十三年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定についてご説明申し上げます。決算報告書の七十ページをお開きください。

一号被保険者の状況は、平成二十四年三月三十一日現在で前年比〇・四％増の二千九百六十七人であり、高齢化率二八％でございます。

それぞれの所得段階ごとの人数については表のとおりとなっております。

要介護認定状況については、中ほどの表のとおり、本年三月現在で五百四十三人で認定率一八・三％と〇・一％の減となっております。

サービス利用状況は、次の表のとおり、住居サービス利用者三百八十四人、施設サービス利用者百十一人となっております。利用者に関しては増加傾向にあります。

次に、決算状況についてご説明申し上げます。

次のページの第一表をごらんください。

平成二十三年度歳入決算額は、前年比五・一％増の十一億九千六百五十一万円、歳出決算額は前年比五・四％増

の十一億八千二百八十七万一千円となり、歳入歳出差し引き額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は一千三百六十三万九千円となり、全額基金へ繰り入れいたしました。

歳入決算額の主なものについてご説明申し上げます。

第二表の収入済額の欄をごらんください。

一号被保険者分である一款保険料は一億八千六百三十万二千元となり、収入未済額四百四十万円のうち六十六万五千元は還付未済額で年金機構と協議するものでございます。

国庫負担分である五款国庫支出金は二億九千七十六万四千元、二号被保険者分である六款支払基金交付金は三億四千八百八万一千円、県負担分である七款県支出金は一億六千六十三万三千元、九款繰入金では、一般会計繰入金として二億一千百七十八万二千元となっております。

一方、歳出決算額の主なものについては、介護保険サービスにかかわる二款保険給付費は、前年度比四・九%増の十億九千五百四十六万六千円で歳出総額の九二・六%を占めております。五款地域支援事業費では、前年度比三五%増の三千五十四万三千元となっております。

以下、七十二ページから七十五ページにかけては施策の概要であります。

以上で認定第六号の概要説明といたします。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

百二十一ページから百六十七ページまでであります。

質疑ありませんか。

四番、高坂委員。

四 番（高坂 茂君）

三点ほど。

一点目は、百三十六ページ、五款の二項、三項ですか右のほう備考欄を見ればわかります。地域支援事業交付金、一つは介護予防事業、一つは包括的支援事業、これ任意事業となっております。これも交付されていますので、こういう内容をお示しいただきたい。

それから、百四十八ページ、一款総務費の十三節委託料ですが、この中で三点ほど、サーバ更新業務とあります、これはどういったものか。それからクライアント更新業務、クライアントですから被験者、患者というんですか、この更新、どういった内容の更新なのかです。

それから、介護保険システム、二十四年度制度対応作業という、こういうふうに計上されています。このご説明をお願いしたいと思います。

それから百五十ページ、これも委託料ですね。高齢者福祉計画支援業務、この内容について、この三点をお尋ねいたしたいと思います。

委員長（円子徳通君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではお答えを申し上げます。

地域支援事業交付金でありますけれども、これは介護事業を行っている際についての、国の応分等の負担がございますので、それらの負担金となります。またそれと同じくですね、地域支援事業の中の包括的支援事業または任意事業とありますけれども、これも町独自でやっていい事業等もありますので、これらに対する国の負担分を、応



分の負担として国からもらっている部分の金額でございます。

次の、サーバクライアントの更新なんですけれども、これについては今現在使っております端末の更新になります。それから、三番目の介護保険システム、二十四年度の制度対応の作業ということになっておりますけれども、これについても二十四年度保険料等引き上げしましたので、それらに対応するためのシステムの更新をかけております。

それから百五十ページの委託料なんですけれども、これについては介護保険事業等の後期計画の基本計画をつくるための委託料として使用したものでございます。

以上でございます。

委員長（円子徳通君）

四番、高坂委員。

四 番（高坂 茂君）

回答にちよつと遠いと思います。

どういった事業、介護予防事業、その交付されているのはわかりますけれども、どういった内容のものをやっているかというのを聞きしているので、そういった、もう一回回答お願いしたいと思います。

それから、サーバ業務ですけれども、毎年こういった高額な更新業務が必要なものか、クライアント、クラック、どつちでもいいんですけれども、そんなに人数が、介護が必要なものか、どのぐらいの人数を委託しているのか、職員がこれ対応できないものか、率直にお聞きしたいと思います。

それから、三番目の高齢者福祉計画も、どういったところの内容で、我々も専門的などころわかりませんから、別にこれ否定するものじゃありませんけれども、内容を教えていただきたいということです。

委員長（円子徳通君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

決算報告書の七十四ページをお開きください。

このところに、介護予防事業費ということで、載せてありますけども、今現在、町のほうで行っているのは、通所型介護予防ということで、その中身としては、元氣アップ教室、おでかけ教室、それから認知サポーター養成事業とか、そういうのもやっております。あと、中身的には地域の予防活動支援事業とか、そういうこまい事業で、できるだけ介護を使わないように元気で過ごしていただきたいということから、この予防事業のほうに力を入れております。

また下のほうにある任意事業のほうなんですけども、これについては、やはり総合相談とか、またどうしても相談して介護のほうを使いたいと、または使わなければならないという方々がございますので、それらに対する相談等の対応もしくは虐待防止、それから介護を必要とまでは、まだ認定とはならないんでしょうけども、介護用品を使う方に対してのクーポン券、それから、どうしても、食事つくるにしても高齢になつてきたので流しのほうに立っているのがちよつとつらいと、できれば弁当が配布できないかなという方々もございますので、それらのお弁当の配達とか、そういうのもやっております。事業的にはそういう内容になっております。

それから、クライアントとかサーバの件なんですけども、これらに対しては現時点では職員では対応できません。やはり、仕組み的にどうしても専門的な知識がなければ、パソコン、コンピューター等の機械そのものをプログラム直すとかというのは、やはり無理でございますので、そのところは何とかご理解いただければと思います。

以上でございます。

委員長（円子徳通君）

四番、高坂委員。  
三回目の質問です。

四 番（高坂 茂君）

サーバについては、多分専門的な知識が必要でしょうけれども、クライアントですから、そういったところは職員でも対応できるのか、こっちの考えなんですけれども、すべて業者任せじゃなくて、事務ができるところは事務サイドでできるように努力していただきたいと思います。  
終わります。

委員 長（田子徳通君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

このクライアントに関する部分については、機械の購入部分も入っておりますので、できるだけは職員でできるものは職員でやるようには心がけてるつもりではいるんですけども、やはりどうしてもできないところはできないというふうになりますので、何とかよろしくお願いいたします。

委員 長（田子徳通君）

高坂委員、よろしいですか。

四 番（高坂 茂君）

はい。

(発言する声あり)

委員長 (円子徳通君)

よろしいですか。

四 番 (高坂 茂君)

はい。

委員長 (円子徳通君)

ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第六号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よつて、認定第六号 平成二十三年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第七号 平成二十三年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではご説明申し上げます。

認定第七号 平成二十三年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

決算報告書の七十六ページをごらんください。

本会計は、高齢者の医療費を安定的に支え、高齢者と若者世代の医療費負担を明確にすることを目的としてつくられた制度でございます。対象者は七十五歳以上の方及び六十五歳以上の一定の障害のあると認定された人となつ

ております。二十三年度末現在で千七百六十八人で四・二%の増となっております。

次に、財政状況についてご説明申し上げます。

第二表でございます。

歳入では決算額九千八百六十五万六千円となりました。

歳入の主なものは、一款保険料五千三百三十九万三千円となりますが、調定額から収入済額を差し引きますと、百四十九万円多くなっております。この百四十九万円に関しては、二十四年度において年金機構と協議の上、年金機構及び個人へ還付するものとなります。三款繰入金は四千四百九十九万九千円となっております。

次のページをござらんください。

現年度分保険料徴収率では、特別徴収及び普通徴収をあわせて一〇〇・八%となっております。

次のページをござらんください。

歳出では、第四表、第一款総務費では、人件費等で一千二百六十三万六千円、二款分担金及び負担金では、広域連合負担金、保険料負担金等で八千四百七十二万五千円となっております。

七十八ページについては施策の概要であります。

以上で認定第七号の説明といたします。

委員長（円子徳通君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

百六十八ページから百八十四ページまでであります。

質疑ありませんか。

十二番。

十二番（苦米地繁雄君）

百七十六ページの一款一目と二目、還付未済額が現年分として、特徴の分と普通徴収の分が載っております。

私たちが先般議会の控室で説明を受けたものと、あるいは五月でしたか、全員協議会で説明を受けたものとの、字句であれば、私、自分で直しておくんですが、数字が違っているんですが、これはもちろん決算のほうが多いでしょう、正しくなければ大変なことになるんですが。二回説明している中で二回とも千円特徴のほうが多い。そして現年分の下の方の普通徴収のほうが千円少ない。合計では一緒なんですけれども。こういう資料で説明されて私たち納得していたものですからちよつと聞いてみたいと思いますが。

委員長（円子徳通君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではお答え申し上げます。

先般説明していたときは千円単位で説明したものですから、ここのところ切り上げ、切り捨てた関係で千円違ったと思います。ご理解いただきたいと思えます。

（「何、もう一回。どこで切りかえたって」の声あり）

委員長（円子徳通君）

十二番。

十二番（苦米地繁雄君）

これには、説明の資料には、二回目になっちゃうから立ちたくなかったんだけど、百四十四万七千五百円と年金機構の返納が四万二千円、これを足すと幾らになります。それと、個人への還付で、普通徴収のほうが三十六万二千四百円の、何も切り上げたり切り捨てたりしていないよ。きちっと端数まで出ているよ。

委員長（円子徳通君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

大変申しわけございません。先ほどの説明は間違った説明いたしました。

前回説明したときは、数字にこれで間違いないということの説明したんですけども、その間またいろいろ整理してみましたら、普通徴収と特別徴収に混在していたものがございまして、それで今現在決算書のほうに示した金額が正しい金額となりますので、大変申しわけございません、訂正いたします。

委員長（円子徳通君）

十二番。

十二番（苦米地繁雄君）

しゃべりたくないんだけども、この決算書がいつできたの、これいつ説明したと思っています。全然話にならない説明になるんだけども。それはまずいい。間違いでしょう、決算書のほうが正しいということでしょう。

（「はい」の声あり）



十二番（苦米地繁雄君）

それはそれでいいですよ。で、これ合計すると百八十五万一千九百円の、結局還付金になりますよね。残高が、その前のページ、ちょっと見ていただきたいんですけども、百二十九万四千五十七円と、本来ここにその還付金、ちゃんと還付できるような予算をとっておくべきではなかったのかなと、こう思うんですが、決算の仕方はこれでいいんですか。

（発言する声あり）

十二番（苦米地繁雄君）

この残高では返せないでしょう、還付金。どこからお金を出して返そうとしているのか。

委員長（円子徳通君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではご説明申し上げます。

五月三十一日までの決算期において、返せない部分という形で出ましたので、この金額においては二十四年度の予算から歳出していくという形になります。

（「何の金で」の声あり）

町民福祉課長（保土沢定一君）

決算書の百八十二ページ。

十二番（苦米地繁雄君）

結局、一般会計から応援してもらおうということでしょう。

（「ちよっと休憩とってもらえますか」の声あり）

委員長（円子徳通君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前十一時三十七分）

再開（午前十一時四十分）

委員長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

還付に関しては、二十四年度で還付することになるんですけども、それは保険料等からの還付の部分もあります

し、また、今現在、補正をいただく予定としているものの中で一般会計から入ってくるところもございます。すべてが一般財源に頼っているものではなくて、あくまでも保険料等の、多くもらった分は保険料等からの歳出の還付となります。

(「話にならない」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

三回目の質問が終わっておりますので。

(「全然話にならないよ」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

休憩をとります。

休憩 (午前十一時四十二分)

再開 (午前十一時四十七分)

委員長 (円子徳通君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第七号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第七号 平成二十三年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のとおり認定さ

れました。

次に、認定第八号 平成二十三年度六戸町霊園事業特別会計決算認定についてを議題といたします。担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

認定第八号 平成二十三年度六戸町霊園事業特別会計決算認定についてご説明いたします。

決算報告書の七十九ページをお開きください。

平成二十年度において百十四区画の整備を行い、二十三年度末で二十五区画二十四名の方の申し込みがあり許可をしております。

次に、決算状況についてご説明いたします。

第一表をごらんください。

平成二十三年度決算額は、歳入歳出とも九百四十四万八千円、五七八・七%の増となりました。増の原因としては、起債の償還が二十三年度から始まりましたので、その分の増が主なものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

第二表の収入済額の欄をごらんください。

一款使用料及び手数料では、霊園使用料及び管理料で五十八万三千円、三款繰入金は、一般会計からの繰入金八百八十六万四千円となっております。

次に、歳出ですが、八十ページ、第四表をごらんください。

一款事業費は総務管理費、主に霊園清掃管理委託と長期資金の償還等となっております。金額といたしましては九百四十四万八千円となりました。

八十一ページについては施策の概要であります。

以上で認定第八号の説明といたします。

委員長 長（田子徳通君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

百八十五ページから百九十九ページまでであります。

質疑を受けます。

河野委員。

七 番（河野 豊君）

霊園事業の、今ご報告をいただきました。販売開始をいたしました二十一年度につきましてはですね、二十二区画二十一名ということで、異常な盛況だったと思います。しかしながら、二十二年度、二十三年度といえど二区画、一区画しか販売ができておりません。ましてや、繰入金もですね、毎年九百万円近くのお金が毎年繰り出されている状況になっております。この状況についてですね、この先の見通しというのですか、そのことをまず町長から答弁いただきたいと思えます。

委員長 長（田子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

墓地の数がたくさん出るかどうかという予測は正直言って持ち合わせてはおりません。備えていただきたいたい

う考え方に基づいて行っておりますので、実際のコストというのは、やはり建築、建設もしましたし、それらの整理という部分においては、どうしても、今、先ほど課長からのお話がありましたみたいに、償還を含め、どうしても金額は大きく見えるのかもしれませんが。しかし、公園という要素にもなっておりますので、維持管理という部分は、相応の部分は今後もかかっていくだろうなというふうに思っています。仮に、それが幾つか区画が出たにしましても、総体としてはやはり維持管理としての支出は、町営である以上は伴うなというふうにとらえております。できるだけ求めていただければ、準備をして求めるというよりは、準備をしていただければよろしいんですが、こればかりは前もって準備をといるのを強くも言えない、なかなか難しいところがありますので、こういう霊園があるよということは今以上にちよつとPRするところは、努力は必要かなと考えているところでございます。

委員長（円子徳通君）

河野委員。

七 番（河野 豊君）

正直いって、町長のほうからもっと前向きな答弁がいただけるのかなと、正直言って予測をしておりました。売れないというのは、やっぱり世の中のこの経済状況というんですか、やっぱり趨勢もありますし、個々のお墓に対する考え方がかなり変わってきているというのも事実だと思うんです。お墓を買って建てても、要は墓守りというんですか、いうことが、要は将来的に継続していけないという、やっぱりどうしても個人的な不安感もあるだろうし、永代使用料を払って買っても、お墓を建てたりだとか、そういうことまでやれるのかどうなのかという経済的な状況だとかいろいろなことがあると思うんです。そういうことを総合的に考えていかないと、恐らくこの墓地は失敗に終わると思います。これ以上ふえないと思います。ふえても本当の微々たるものしかあり得ないのかなという予測は、当然これはできるだろうと思うんですね。

そういう中において、じゃ、現代はどういうふうな状況のものが求められているのかということを考え合わせますと、今の若い人たちは、やっぱりお墓を持つこと自体に非常に抵抗感を持っている。そうなったときに、じゃ、どういうスタイルがベストなのかということいろいろ私も考えてみましたら、私の生まれ育った、熊本なんですけども、こちらのほうはお墓も当然あるんですけども、一般的に言われている納骨堂というんですか、これ非常に普及しているんです。納骨堂だと、建物はそれなりの建物は建つんですけども、一つの納まる場所は三十万円とか、下手すると二十万円だとか、そんな手ごろな値段で購入できます。さらにはお墓の掃除だとか、お掃除はしない、するのが嫌だという人も、やっぱり中にはいらっしやるし、いつ行っても室内、屋内というんですか、そういう状況の中で安心して先祖のみたまを拝むことができるだとか、いろんなプラスの部分も非常に多々あると思います。そういう意味で、恐らくこのまま町営墓地を維持管理していくというのは、どこかでその方法というんですか、施策を方向転換しない限りはかなり厳しいと私は考えております。町長には、今、びよっと私もしゃべったから、ああだこうだということ、これは答弁としてはできないかと思えますけども、方向性として、ぜひその辺のこともち合わせて考えていただけるような考えがあるかどうかを、もう一回、答弁お願いいたします。

委員 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、ご質問のありました、墓地という部分はどのようにあるかということ、これは何も公営の墓地じゃなくても、お寺さん等がお持ちの墓地におきましても、それと同様の状況に今あるように思われます。今、私どもはスタートとしては、現在のような形の中でやってまいりましたので、同じように墓地を求めていくのか否か、新たな墓地のない方々がということ、スタートしましたので、その世相の状況、そういうものに合わせた部分は今後考えなければならぬときはあるだろうというふうに思います。絶対できないということではありませんが、お寺さんや何



かのような、ある程度打算的要素、打算という表現が適当かどうかわかりませんが、その要素を持ちながらやれるというものと、私どもはやっぱり公的要素があれば、今ある通常の墓地的要素の部分で、いましばらく続けてみて、今後の、今ご質問あるような状況等に変化があったら、やはり求める人、そういう人たちも考えた場合において、私どもができ得るなら、もしそのような意見に沿ってのものを考えていくときもあるうかというふうに思っております。いましばらくは、この基本的な墓地というようならえ方でスタートしましたので、それを続けていきたいなというふうに考えているところでございます。

委員 長（円子徳通君）

河野委員。

三回目の質問です。

七 番（河野 豊君）

町長から多少前向きな答弁をいただいてよかったなと思っております。

もつと言えば、今の若い人たちが、要はお寺さんとかかわりを持ちたくないという人が非常に多いんですね。それはなぜかという点、結局、かわりを持つと、要は何だかんだと寄附行為というんですか、どうしてもその支払いが発生してくる。そういうことを非常に嫌っているというんですか、現実的に考えているとえばいいのか、そういう部分もあります。これから墓地の関係、何年か町長が見て、よりよい方向に導いてくれると私は思いますけれども、その辺のところも要素としてはあり得ますので、今後この霊園事業に画期的なアイデアを持って、この事業が成功するような方向をぜひ見出しただきたいと思えます。

以上で終わります。

委員 長（円子徳通君）

町長。

町長 (吉田 豊君)

今あの若者、そしてお寺さん等のかかわりというようなお話がございましたけども、実際はかかわりたくないという考え方の人たちを中心にだけ考えるものではないというふうに思っております。果たしてそれでいいのかというふうに、その人たちの問題もあろうかと思えます。逆に、確かに経済的な部分でいくとそういう意見もあるのかも知れません。いろんな方々いらっしゃると思いますので、今日までは大方がそれぞれの関係の中で、お寺さんなり教会なり、それぞれやってこられたと思います。やはり、それらの長年の歩んできた部分を尊重しなければなりませんし、全く違うという人たちが自由勝手であるものをすべて公共に求めてくるといわれても、私は認めて良いと思っではおりません。やはり、期間おいての状況を見ながら、それに実際に有効であるなら、皆さんと相談しながら対応していくということが正しい公の立場としての行動ではないかなというふうに思っておりますので、今言われた意味合いは、私社会の動向としては、とらえ方としては理解できますので、個人的にはそう思いますが、公的なものとしては慎重に状況に照らし合わせながら歩んでいくようにしたほうがよろしいのではないかと考えているところであります。

委員 長 (円子徳通君)

ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

十 番 (山本 実君)

多分、私がこの特別委員会最後の質問者になるのかなと思いますけれども、大体この病院とかお寺が忙しくて大変だとなってくると、かえってそのほうがおかしいような感じがするんです。ましてや、その墓地が六戸町が売

れて売れて大変だというふうな形になりますと、これもまた妙なもんだなというふうな感じがするんですけども、いずれにいたしましても、公園墓地を建設をいたしました。

町長、あそこに、この公園墓地をしたことは失敗だと思っておりますか、どうですか。

委員長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

失敗だとは思ってはおりません。実際に、先ほどの質問のような方々も、総体とは言えないまでもいらっしゃると思いますので、また実際にそういうのがないという形の中でのご意見等があった中で、墓地建設という部分が、町営という部分も始まりましたので、決してある一定エリアの墓地ではありませんけれども、そういう、どこにいったらいいかというような方々がいらっしゃる傾向の強い地域のところに建設されたのも、そういう部分もありますので、私は今、早急じゃなくても、そういうことは間違いではないというふうにとらえております。

委員長（円子徳通君）

山本委員。

十 番（山本 実君）

そういたしますと、だんだん答えが出てくるわけなんですけれども、どのようにしてPRしていくかというふうなところにしばまっていくのかなという感じはするんですね。その担当の課もそれなりに努力はされているということとは理解しております。

どうですか、これからどのようなPR活動をされていくのか、このことについて担当の課のほうの課長さん、も

しお持ちでしたらお聞かせいただきたいと思います。

委員長（田子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

どういうPR活動していくかということなのですが、墓、墓地という特殊なものですから、先ほど質問の山本議員さんもおっしゃいましたけども、物を売るとか、そういう形でのPRは、そういうのは非常に難しいかと思えます。今までもありきたりなんですけど、広報、町のホームページ、それから窓口にパンフレット等を置いて今現在やっていますけども、その継続しか、今のところ私は考えとしては持ち合わせておりません。

それから、もう一つですね、思うように進まないというのは変なんですけども、墓所という特殊なものでございますから、先ほど町長が申しました準備しておくというのも変な意味合いもありますし、また、要は契約しますとそこから管理費が発生するんですね。ですから、管理費が発生しますから、仏様が、例えばいなくても管理費が発生するものですから、皆さんにおいては多分仏様ができてから、できてからというのはおかしい、表現ちよつとまずいんですけれども、仏様があって初めてお世話になるときに契約したほうが管理費のほうもかからないものですから、その辺を考えても準備ができないというような形のものも若干あるのかなという感じしております。

PRのほうは、先ほど言いましたように、従来の形でとりあえず今のところは進んでまいりたいなと思えます。以上です。

委員長（田子徳通君）

山本委員。

最後の質問になります。

十 番（山本 実君）

特殊なものであるというふうなことで、私的に言えば、そういうものであれば、逆に特殊なPRをしなければならぬのかなと思うんですけども。担当の課で、町のほうでそういうような考え方であるわけでありますから、当初の計画もあるでしょう。多少の、それこそ赤字はやむを得ないというふうな考え方でいるような感じがするんですけども、やはり特殊なPRをして、六戸町では、普通の、なくてはならないではできないみたいなPRをするのも一つの方法ではないのかなというふうに思っております。まず、頑張ってください。

以上。答弁、要らない。

委員長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第八号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よつて、認定第八号 平成二十三年度六戸町霊園事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました認定第一号から認定第八号までの平成二十三年度一般会計決算認定一件、各特別会計決算認定七件、合計八件の議案の審査が終了いたしました。

審査の結果はいずれも原案認定であります。

つきましては、九月七日の本会議においてその旨をご報告申し上げますとともに、この二日間、委員各位のご協力により決算特別委員会委員長の職務を果たすことができ、まことにありがとうございます。

心から厚くお礼申し上げます。

以上をもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後十二時四分）

六戸町議会議事委員会条例第二十六条の規定により署名する。

平成 年 月 日

六戸町議会議事委員会特別委員長